

# 山鹿市人権教育 ・ 啓発事業補助金

- ▶ 山鹿市では、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現に向け、市民の皆さんの人権教育・啓発に関する活動を支援します。
- ▶ 人権に関する講演会・研修会等に参加されたり、自らそれらを開催される場合など、その経費や事業費の一部を補助します。
- ▶ 詳しくは、山鹿市人権啓発課までお問い合わせください。

## 【補助の対象】

- ・ 研修参加の交通費
- ・ 講演会の講師謝金
- ・ 印刷製本費...など

①人権に関する  
講演会等に参加



②人権に関する  
講演会等を開催



③人権教育等の  
資料を作成



【問合せ】 山鹿市 人権啓発課

TEL: 43-1199

FAX: 44-0373

Mail: [jinken@city.yamaga.kumamoto.jp](mailto:jinken@city.yamaga.kumamoto.jp)

## 山鹿市人権教育・啓発事業補助金について

### 【補助対象事業及び経費】

補助対象事業	補助対象経費
(1) 人権教育等に関する講演、研修、交流又は人材育成を行うための催しに <u>参加</u> する事業	ア 交通費、宿泊費及び日当 イ 会場、車両等の借上料、駐車料金等 ウ 受講料及び参加負担金（食料費を除く）
(2) 人権教育等に関する講演、研修、交流又は人材育成を行うための催しを <u>開催</u> し、又は <u>共催</u> する事業	ア 講師等の謝金、交通費及び宿泊費 イ 資料の作成に要する印刷製本費及び消耗品の購入費 ウ 切手、はがき等の購入費 エ 委託料 オ 前号イに掲げる経費
(3) 人権教育等に関する資料を <u>作成</u> し、及び <u>配布</u> する事業	ア 資料の作成に要する印刷製本費及び消耗品の購入費 イ 切手、はがき等の購入費

### 【補助金の額】

補助対象経費の2分の1の額

（上限額／個人申請：5万円、団体申請：20万円）

### 【補助対象者】

次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に人権教育などに関する活動の拠点を有する団体（その構成員の数が4人以上のものに限る）
- (3) 市内に通勤または通学をする者

### 【交付申請】

事業を実施する30日前まで

★詳細は山鹿市人権啓発課（43-1199）へご相談ください。